

中野区教育委員会会議録 平成23年第36回定例会

○開会日 平成23年12月16日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 9時33分

○閉 会 午後 2時30分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(5名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 0人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第58号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を  
改正する規則

日程第2 第59号議案 中野区立小学校副校長の内申について

〔その他事案〕

(1) 平和の森小学校訪問と児童との対話集会

中野区 教育委員会  
第 3 6 回 定例会  
(平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日)

午前9時33分開会

山田委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第36回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、教育委員は全員出席です。

本日は平和の森小学校の訪問を予定しているため、事務局職員は、議決案件に関する職員及び平和の森小学校訪問予定の職員として、事務局次長、子ども教育経営担当、学校再編担当、学校教育担当及び指導室長の5名のみの出席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第58号議案「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

第58号議案のご説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、記載しましたとおり、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴って、関係規定を整備するというところでございます。

お手元の「参考」と右肩に書きました資料に沿ってご説明をさせていただきます。

中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則ということでございます。

改正をする規則は、「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則」でございます。この規則は、先般改定の議決をいただきました「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」の第10条3項の規定に基づいて管理職手当の支給を受ける者の範囲ですとか、額、支給方法等を定めることを目的とした規則でございます。

2番目の改正する理由でございます。管理職手当については、条例10条2項で最高の号給の給料月額額の100分の20を超えない範囲の額とするということを定めております。平成23

年の特別区人事委員会勧告によって、中野区立幼稚園教育職員給料表の引下げをいたしました改正に伴いまして、現行の規則での園長に係る管理職手当の額が4級における最高の号給の額の100分の20を超えてしまうということになりましたので、こちらにつきまして100分の20を超えない範囲に改正をするというものでございます。

改正の概要につきましては、お手元の新旧対照表のほうをご覧くださいだと思います。現行、「91,600円」となっております額を「91,400円」に改めるというものでございます。

施行ですけれども平成24年1月1日ということで施行するというので、改正をいたしたいということでございます。

私からのご説明は以上でございます。

山田委員長

ありがとうございました。

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

私からですけれども、給与条例というものが定められていて、それによると管理職手当が100分の20を超えないということの記載があるわけですね。そうすると基本給が下がった場合には自動的にそれが適用されるとなると、1回1回この額を決める必要があるのかどうかという、素朴な疑問でございますが、いかがでしょうか。

副参事（学校教育担当）

こちらの額につきましては、規則の中の別表という形で額を定めておりますので、手続としては規則改正が必ず必要ということになるということでございます。

山田委員長

今後も額を定めなければいけないことになっているのでしょうか。別表の中でということですが、

副参事（学校教育担当）

条例の定め方として、支給を受ける者の範囲と額と支給方法を規則で定めるというふうに条例10条で規定しておりますので、規則の中で額を決めていくということになりますので、変わる都度規則改正も必要というのが現状の規定でございます。

山田委員長

本来であれば、もともとの管理職手当は100分の20という規定が優先されるのであれば、その10条という別表を定める必要があるのかどうかというふうに感じましたので、ご質問いたしました。

大島委員

まず、今回の改正された金額というのはちょうど100分の20に当たる金額にしたということなのででしょうか。

副参事（学校教育担当）

100分の20で計算をいたしますと9万1,420円になります。端数を切り捨てて、9万1,400円というふうに改正をしたというものでございます。

大島委員

先ほど委員長がおっしゃったように、いちいち金額を、1回1回教育委員会に上程してというのも、どうも煩雑な気はするのです。だけれども、一応今の規則ではそうなっているということなので、それを前提にしますと、こういう細かい事務的なところまで我々教育委員が全部細かく精査というのもちょっとどうかなと思うのですけれども、一応私としては、この条例で給料月額の100分の20を超えないことになっているという説明を受けると、もちろんその説明のとおりだと思のですが、一応その条例というものの条文を見たくなるわけなのです。やはり私は原典に当たって、確認したいというふうになるものですから、その条文を見たいということと、それから100分の20だとどういうふうになるという今のその計算を、幾らになったとかいうようなことをちょっと検証したくなるので、説明を受けたら、やはりその裏づけを確認したいというふうな気持ちになるのですけれども。

教育長

原典をお示ししたほうがよろしいですか。

大島委員

どうですかね。今までもう、それは事務局の方がやってくださって、もちろん検証もした上での結果をこちらに示していただいているのですから、特に疑うような事情があるような場合以外は、そのとおりの説明に異存がなければということでもいいと思うのですけれども、どうなのでしょう。

山田委員長

今後、事務局で資料を作成するときに、原典となるような資料を添付していただくとありがたい。そうするとわかりやすいということではないかなと思います。

教育長

今、委員長が指示されたようなことは今後心がけていきたいと思いますが、公務員の給料は基本的に区長以下全員分が規則や条例できちんと額が明示をされています。議員もそ

うですし、教育委員の給料もそうですけれども。ということで、公表するというか、きちんとどなたでも見られる状況にしておくということが基本になっていますということと、それは給料を受け取る側の権利というか、幾らだよという額を定めるという考え方で、こうした規則や条例で定めていることになっていますので、それが規則である以上、申しわけないのですけれども、教育委員会で額の改定のあるごとに、その都度その都度、適正な手続で定めていくということが原則になります。ただ、どういう根拠でこれを算出してきたかとか、根拠になるものは何だということについては、これからはきちんと明らかになるような形で資料はお示ししたいというふうに思っています。

高木委員

もともとの条文は100分の20を超えない範囲で定めるという形だったと思うのです。だから、ここで金額を定めない、例えば、1万円でもいいので、その範囲内でここで額を確定する必要があるのですよね。ですから、自動的に20分の1で切り捨てた金額になるわけではないのですよね。そこをちゃんと説明しないと、もとの条文がないとちょっとわからないので、そういつていただければ、「ああ、金額決めなくてはいけないのだな」とわかると思うのですが。

副参事（学校教育担当）

こちらの額を、計算をそのまました場合、先ほど申し上げましたように9万1,420円というふうに端数も出ますので、この規則によって9万1,400円と定めさせていただくということで、規則改正をお願いしているというものでございます。説明が不足しておりましたので、このことは申しわけございませんでした。

事務局次長

今後、こうした案件をもって教育委員会のご議決をいただくという際には、審査がしやすい内容の資料をもってご説明するように心がけますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

山田委員長

ありがとうございます。

大島委員、どうぞ。

大島委員

今のお答えでもういいのですけれども、例えば私も規則の1条から全部をとくか、そういう趣旨ではなく、当該規則の関係する部分の条文だけで結構です。それと、簡単な計算式

ですね。何円掛ける何分の何はこうなるとか、1行程度のものでもいいかなと思うのですが、私はそんなイメージでいいかなと思っておりますが。

飛鳥馬委員

時間がないところ申しわけない。

公務員の給料というのはみんな基準が、一番高いほうのところがあって、その何パーセントみたいな決め方というのは、この幼稚園だけではなくて大体全体がそういうふうになっているのですね。内閣総理大臣とか、議長とか、最高裁とか。それは私たちが言う区長の何パーセントという決め方を、教育委員の場合にもやっている区もありますので。もちろん金額も書いてあるわけですけども、基準が1つ、最高のところにあってそれに合わせていって、何パーセントとやっていると思うのですけれども。

山田委員長

最後にもう1点ですけども、確認のため。

施行日は1月1日となっておりますが、それはどのような理由によるのでしょうか。基本給が下がったのがいつだったのか、私はちょっと忘れてしまったのですが。

副参事（学校教育担当）

条例の改正と整合をとった日にちということで、1月1日付というふうに。給与の改定が1月1日ということに合わせることになります。

山田委員長

わかりました。

ほかにご質疑はございませんか。

（発言する者なし）

山田委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、採決に移りますが、念のため申し上げます。

上程中の第58号議案は「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定により特別区人事委員会の承認を得ること」とされておりますが、平成23年12月14日付で特別区人事委員会の承認が得られていることを報告いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第58号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。



(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

山田委員長

次に日程第2、第59号議案「中野区立小学校副校長の内申について」を上程いたします。

ここでお諮りをいたします。

本件は人事案件ですので、中央教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定により、非公開とさせていただきたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成ですので、ただいまより会議を非公開といたします。

(以下、非公開)

<その他事案>

山田委員長

本日は、これから、以前から予定しております平和の森小学校訪問と児童との対話集会を行います。

それでは、これから平和の森小学校に向かいたいと思いますので、定例会を休憩いたします。

午前9時50分休憩

午後2時29分再開

山田委員長

定例会を再開します。

「平和の森小学校訪問と児童との対話集会」お疲れ様でした。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、教育委員会第36回定例会を閉じます。

午後2時30分閉会